

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千寿会（以下「当法人」という）定款に基づき、役員、評議員、評議員選任・解任委員会（事務局員が職員である場合を除く。）苦情解決のための第三者委員（以下、「役員等」という。）等の報酬及び費用弁償、退職手当、退職慰労金等の支給基準等について、評議員会の決議により、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

年間に160日以上業務を行うものを「常勤役員等」とし、それ以外を「非常勤役員等」と定義する。

常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給する。

非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

非常勤役員等については、退職慰労金を支給することとする。

但し、評議員選任・解任委員会、苦情解決のための第三者委員を除く。

2. 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
3. 役員に支給する報酬は、各年度の総額が2,500万円を超えない範囲とする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

報酬については、別表1に定める額

退職手当については、別表2に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

報酬については、別表3に定める額

退職慰労金については、別表4に定める算式により算出される額

(費用弁償)

第5条 役員等の費用弁償については、別表5に基づき、報酬の一部として支給する。ただし、別表5に含まれない出張等の費用弁償については、社会福祉法人千寿会旅費規程に基づくものとする。また役員評議員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を実費弁償する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

報酬については、職員の支給方法に準ずる。

退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2. 非常勤役員等に対する報酬は、業務終了時又は、当該会議に出席した都度、支給する。
3. 非常勤役員等に対する退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
4. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、月額報酬を13で割って、出勤日数をかけた金額とする。
4. 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成30年7月1日より施行する。
- 2 この規程は、令和元年12月3日より施行する。
- 3 この規程は、令和2年3月3日より施行する。
- 4 この規程は、令和3年3月1日より施行する。